

重度化した場合における対応に係る指針

1. 目的

グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し、人生の終末期の状態になっても、馴染みの関係の中での生活を維持し、そして本人が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応していく。

2. 重症化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。

主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他である。

3. 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死が迎えられるように最大限の対応をする。

4. 急性期における医師や医療機関との連絡体制

ながい内科クリニックとの業務委託契約により、入居者の状態悪化時に速やかに看護師、医師との連絡が取れ、適切な対応ができるよう 24 時間の連絡体制を確保する。

5. 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱い

入院加療が必要となった場合、入院期間中においても居住費は家賃に相当するため請求するものとする。その他、食費や日常に係る費用の請求は行わない。

6. 看取りに関する考え方

別途「看取りに関する指針」を定め、本人または家族の同意のもと看取り介護を行う。

7. 職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携を持つことができるように努力する。